

判決年月日	平成16年3月23日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第3部 (旧 第6民事部)
事件番号	平成14年(行ケ)341号		
<p>脚を挟み揉みする椅子式マッサージ装置の特許を、意匠公報の図面代用写真のマッサージ椅子を主たる引用例として無効とした審決の取消を求める訴訟において、この意匠公報のマッサージ椅子の構成の認定に誤りはあるとしつつ、審決を維持した事例</p>			

## 1 事案の概要

(1) 本件は、エアーマッサージ機の特許に関する事件である。原告の有する特許を無効とすることを求めて、被告が審判を請求し、特許庁は、これを認めて、上記特許を無効とするとの審決をした。そこで、原告は、この審決を無効とすることを求めて本訴を提起した。

(2) 原告の有する特許の請求項は3つである。

請求項1(基本となる請求項)の構成は、脚を置く部分(脚載置部)の両側に壁(側壁)を設け(全体として、溝状ないし凹状となる)、その壁に設けたエアーバッグ(空気袋)により、脚部の外側面を押圧するようにし、かつ、脚を置く部分を、水平状態から垂直状態まで、回動可能にして、水平な状態では、重力により、脚部が水平方向に偏平になることから、結果的にエアーバッグにより強く押されことをねらったものである。このように、脚載置台の角度を変えることにより、(空気の供給量を変えなくても)エアーバッグによる押圧の強さを変化させることができることになる。

請求項2は、請求項1の発明を限定し、これを椅子式としたもの、請求項3は、請求項1ないし2の発明を限定し、前記溝状部分を2つ設け、脚を1本ずつ収納するようにしたものである。

(3) 審決は、主引例として意匠公報の図面代用写真に写っている指圧椅子(外見は、請求項3のものに該当する)を採用し、この指圧椅子の脚載置部の側壁に指圧子が備えられていると認めた上で、副引例(構成は、請求項1の発明に近く、ただし、エアーバッグではなく、空気駆動の伸縮筒の先端の指圧頭により押圧するものであり、また、脚載置部は動かない。)を参酌して、主引例の指圧椅子の「両側壁」に指圧子を設けることは容易に推考できることであり、また、指圧子をエアーバッグで置換することは容易である、として、本件発明は無効であるとした。

(4) 原告の主張の骨子は、上記意匠の指圧椅子の脚載置部の側壁に、指圧子等の押圧部材はなく、これがあるとした審決の認定は誤っている、副引例の押圧部材は、伸縮筒と指圧頭の組合せであり、これを主引例に適用した上で、さらにエアーバッグに置換することには容易に想到できない、というものである。

## 2 判決の要旨

本判決は、上記意匠公報の指圧椅子の溝状の脚載置部の側壁に、脚部を押圧する何らかの部材があることが開示されているとは認められない、として、その部材があるとした審決の認定に誤りがあったとした。

その上で、本判決は、上記側壁に押圧部材がないとしても、引用例と副引例記載の周知技術（溝状の脚置き台に、脚部を側面から押圧する押圧部材が設けられている。）を組み合わせ、主引例の溝状の脚載置部に、脚部の側面を押圧することは容易に推考できるものであり、審決の説示も、そのような論理を支えるのに十分である、そして、その押圧部材を、エアバッグに置き換えることも容易に推考でき（人体の狭い一部分を押圧することも、広い部分を押圧することも古来周知な療法であるから、これを機械で行う場合、狭い部分を押圧する代わりに、広い部分を押圧することは、当業者が適宜選択できる事項であり、かつ、後者のために、従来用いられてきたエアバッグを採用することも、設計事項にすぎない。）、そうすると請求項3の構成となるとして、審決の結論を維持した。